

令和8年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和8年2月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

続きまして、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

説明は以上です。

議長

事務局、ありがとうございました。

番号1、2、3まで借受人が同一のようでございます。桐を植栽したいというような案件でございますが、番号1番よりご審議いただければと思っております。

番号1番について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

5番委員

5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。よろしく申し上げます。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

2月2日、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇より北へおよそ200mのところでございます。

借受人の〇〇さんに電話にて確認いたしました。貸付人は現在耕作の予定がなく、管理のみのため、借受人が桐を植栽し、耕作したいとのことでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画の確認ができ、実行は確実と思われれます。年間従事日数は100日で、桐を栽培するには十分な日数と思われれます。

周辺の農地利用に支障はございません。その他に懸案事項はございません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからご質疑ありましたら賜りたいと思っております。

6番委員

今現在、そこもう桐が既に植わっているんですけども。

議長

事前着工か。

6番委員

事前着工になっていると思うんですけども、その裏に家があるんですけども、別荘。

5番委員

別荘だと思います。

6番委員

その方、木が大きくなって日が当たらなくなるとか、そういう心配があるような気がするんですけども。

- 5番委員 今、住んでいないそうなので。
5番です。
今現在は使用していないそうなので、取りあえずは支障がないかなということで。
- 6番委員 6番、鈴木です。
桐の葉というのは結構、何ですか、大きくて、あれが枯れて落ちると家のほうに影響があるような気がするんですけども、その別荘の土地というのは、今、農地を貸すほうの人の土地だと思うんですよね。そこら辺のところの話合いか、そういう心配はないですか。
今後、もし何かがあったときに、その別荘の持ち主、〇〇〇の人なんですけれども、大変なんじゃないかなという気がしているんですけども、その辺は心配ないですか。
- 議長 事務局、その辺のことは、ここにほかに営農の影響のないように植栽、育成管理したいというような旨が書いてございまして、その辺に関して、事務局で何かそのときに、申請に来たときにそういうお話をなされているかどうか、その辺を含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 事務局 申請書にありますとおり、周辺の農地の営農への支障というところは確認をしておりますが、周辺の宅地に対しての影響というところは、申し訳ありません。確認などはしておりません。
以上です。
- 議長 助言いただきましたが、鈴木委員、いかがでしょうか。
- 6番委員 それだけでいいんですよね。
- 議長 17番の榎渕委員、ちょっとその辺の案件が、営農関係のことがちょっとあったので、お家の案件も3条、3番目かな。番号3にお家の案件が実はあったんですが、そのときに、実は〇〇さんのほうに本日でいいですからトラブルのないようにその辺の管理を十分配慮いただけるようお願いはして、その辺、役場に、もしあれでしたら事務局のほうにその書類といいますか、一筆いただければありがたいという旨は伝えてございますが。
- 6番委員 6番、鈴木です。
今、その別荘の持ち主、弁護士をやっている方なんですよね。それで、本人は買手がいれば売りたいという話はしていたんですけども、やはり、土地売るときもそうなんですけれども、木が大きくなって、もう既に植えてあるようなので、そういうことで、もしそういう、別荘を売るとしても、木がその庭前に、何ていうんですか、そこに生えていることによって、もし売るとしても多少影響がある、価格に影響があるんじゃないかという、そういう心配はあるわけです。
ですから、たまたま俺、別荘つくる話を聞いた人なもので、その話を聞いた

んですけれども、ちゃんとして、農業委員会として、弁護士をもし何かあったときに回答ができればそれでいいと思うんですけれども、取りあえずその一言を言っておかないと、後が困るんですけれども。

議長

この案件はそういうあれなんですけれども、これ多分、許可とか、それはまた事務局のほうであれしたときに許可相当ですというお話をなされたときに見えてくれると思うんですよ。〇〇さんであれ、どちらかが。

そのときに、その後のことを考えて、その旨を伝えていただくということで、皆さん、これに対して反対というあれは、駄目だというものはないでしょう。いかがでしょうか。皆さんのご意見で。そういう懸念がある、今後ちょっと問題が残ると、その辺をよく含めて、お互いにそこを事前にもう話し合っていたかどうかということを事務局に伝えていただくという方法を取っていたいて、いかがでしょうか、その辺で。提案でございます。

7番委員

7番、鈴木でございます。

桐が実際どのくらいの大きさになるかというのは分かっていないんですけれども、今現在、木そのもので、みんな人が年取って、木は大きくなる一方なんですよね。すると、そのときに、今度は伐木となると、伐木する人が責任持って切れるか切れないか、今これもしやばじゅうでもめているわけですよ。

それと同じように、これ見ると南側になっているんですよ、木植えるのが。建物よりも南だと思うんですよ。そうすると、伸びるというの、うんと早いわけですよ。そのときに、10年後なり20年後、この別荘のうちの今現在、いるかないか私知らないんですけれども、これを売るとき、売らないときとなると、恐らくすごい影響が出るんですね、建物に対しても。そのときの、もし建物の持ち主が何か言ったときに、それを切るか補償問題になると思うんです。その部分の手当をちゃんとできるかできないかの問題なんですね。

だから、農業委員会は、申請が上がってきたから、そのときに許可しましたでいいんですけども、問題が出てきたときに、その立場いかにできるかできないかという問題だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長

ちょっと2、3ともにこちらの案件がありましたので、ちょっとお伺いしましたけれども、後継者がしっかり3人ほど残っておられて、しっかりその辺で、材料が国産内でやっと2%だそうです。非常に枯渴していて桐がないそうでございますして、やっぱり植栽して、桐でいろんなものを、作品を作って、いろんな方法を取っておられるようございまして、桐で飯を食うという考えで、後継者もしっかり残ってやっておられる方でございます。

何年でという話は分かりませんが、その辺はよろしいんじゃないかなと思うことがひとつです。

それから、今言われたように、農業委員会がこれに関して果たしてノーと言えるかどうかということですよ。ですから、やっぱりそういう懸念があったこと、それから、事前着工でちょっと植わっているということもまた申し添えて、〇〇さんのほうに伝えていただいて、それから、事務局にお触れをいただいて、事前にその辺の話し合いを済ませていただきますというような案件でいかがでしょうか。

- 7番委員 7番、鈴木でございます。
本来であれば、杉とかヒノキと同じで、桐も木だから山に植えるべきものだと思うんですよね。
- 議長 いえ、これは特用林産でございまして、畑に植えます。過去、俺は視察に行ったことあるんですけども、群馬町に行ったんですけども、植栽へ、畑にも十分植えて栽培していました。
だから、いつからが木になっていくのか、林になっていくのか、その辺のことは分かりませんけれども、やっぱり桐の需要がありまして、もう一度視察に行って、一度じゃなくて何度か視察に行って、群馬町のほうまでよく行きました。
- 7番委員 ただ、これが同じ木でも畑にある、植木屋さんが使うような苗木、ああいうものとか桑畑という部分でなるのか。桐でも畑でいいと思うんですけども。
- 議長 特用林産なんです。それで、もう栽培の、要するに畑に植えてもよろしいというようなくりなんです。
それから、竹林に関してもやっぱりそうですし、幾つかそういう、それから、栗なんかもそうですよね。そういうものならお分かりになると思うんですけども、柿とか、それは果樹になってくるからあれかもしれんけれども、そういうものでも十分畑に植栽しても。もちろん、桐も特用林産なんです。栽培可能なんです。
- 7番委員 可能で、今度は補償の問題になってくる。
- 議長 だから、それはもうここで討議してもしょうがないので、事前に事務局にお触れをいただいて、その辺のお話をして、後々トラブルにならないようお願いいたしますということを申し添えて承認をいたしましたということでしょうか。
- 事務局 まず、確認なんですけれども、会長が全部おっしゃっていただいたとおり、桐の植栽というのは特用林産物ということで、農地に農業として植えてよいと、ただし、植えっ放しは駄目なんです。肥培管理というのがほかの作目と同じように、求められていくということが一つあります。農地に桐を植えるということは可能です。
それから、鈴木委員がおっしゃっていた影の件なんですけれども、ちょっと失念したんですけども、何回か前の農業委員会でも、桐を南側の畑に植えるので、北側に影が伸びるということを心配しまして、借受人に口頭でよいから申入れをしてくださいということを承ったので、そのとおり申入れをさせていただいたことがあります。あと、事務局としましても、実際どうなんだろうということ、今回の番号4が既に桐が植栽されていて、少々育っている畑の隣ということなので、ちょっと自分の携帯で写真を撮ったりして、この程度の影が伸びるんだなということも局長と確認をしてきました。
真っすぐに育て上げるために枝打ちをきれいになさっているので、実際に葉っぱがついているのは上の一部でした。思ったよりは影が小さかったというこ

とが、一つ皆さんにお話させていただきたかったということと、あと、3つ目なんですけれども、農業委員会は農地、農業のことを議題に上げさせてもらって、それを審議していただくということがまず一つありますので、それが宅地にどういう影響を及ぼすかというところが少し農業委員会の受け持つ事務というんですか、そういうところと守備範囲のほかにあるのかなというところが少しあると言えはあるんですけれども、ただ、地元精通していらっしゃる委員の皆さんの心配して下さったことをないがしろにするつもりは一切ありませんので、借受人に対して口頭で、こういう意見があったので少しその調整もしてはいかがなものかということは申入れをさせていただこうかなと、今思っております。

以上です。

議長 事務局、言葉を返すようなんですけれども、やっぱり農業委員会で、お前がこんなところ許可したからだよというのは必ず言われるんですよ。ですから、守備範囲をちょっと超えているかもしれないから、やっぱりそういう懸念は皆さんでここに出してもらって共有しておいていただければよろしいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 もちろん、おっしゃるとおりだと思います。地元の方のご理解とかご意見というのは大事だと思っていますので、借受人にはその旨も併せてお伝えをさせていただこうかと思っています。

議長 皆さんのほうからのご意見、賜ればと思います。

6番委員 6番、鈴木です。
今、事務局から話があった現地を確認して写真撮ってきたというんですけれども、それ今現在の高さを見てきたわけですよ。それでももう事前着工をしていることを認めながら写真を撮ってきたわけですよ。

事務局 1枚先行して借り受けてやっていらっしゃる、その隣を今回という案件なので、何ていうんですか、写ってはいないんですけれども、別の案件で先行で苗を植えたところという意味です。事前ではないです。

6番委員 できれば、その別荘の方とよく話をしてトラブルのないようにしてもらえれば、私は反対とかそういう話ではないんですけれども、相手が相手だけに、しっかり別荘の持ち主と話してもらって、ちゃんと日が当たりますよとか、今の時点でいうと、ちょっと日が当たらなくなるような気がするんです。成長が早いものですから。
ですから、そこのところでトラブルがなければそれで、別に反対するとかそういう問題ではないです。ぜひよろしくお願いします。

議長 ということで、事務局、その辺をよろしく願いいたします。
ほかに皆様のほうからこれに対してご意見ありましたらお願いいたします。

3番委員 3番、内海です。

ちょっと興味本位で申し訳ないんですけども、これ貸すほうの人は同じ住所に住んでいて、相続でそれぞれが受けたという形なんですか。

議 長 どういうこと。

3番委員 ○○○○さんと○○○○さん。

議 長 そうですね。

3番委員 2名なので、それぞれが貸すということ。

議 長 というか、これは事務局、あれですか。同じ家には住んでいるけれども、相続か何かで兄とか妹とかお母さんとか、そういう話かな。どうだろう。

事務局 続き柄ですか。

議 長 そうだな。そのところがちょっと引っかかっている、同じ番地になっていて、同じ住所になっているから。

事務局 ちょっとすみません。
ご夫婦ですか。

5番委員 夫婦です。

議 長 ご夫婦だそうで、登記人が違うということか。登記がそれぞれで違っているということか。

3番委員 これは○○○○○○○○が○○さんということですか。

あとは共有の可能性もありますよね。

議 長 それもあるな。

事務局 まず、申請人の○○様、それから○○様の間柄、続き柄については申請書に記載がございませんが、委員のおっしゃったとおりご夫婦でしょうか、ということですが。

それから、共有ではないかということは、それぞれの単有です。これは土地の全部事項証明等で所有者の確認をしておりますので、共有ではない単有です。

議 長 ということだそうですが、いかがいたしますか。

3番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに皆様のほうからご意見ありましたらお願いいたします。
(発言する者なし)

2月6日に、借主である〇〇〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。貸付人が申請地を取得しましたが、耕作の予定もなく、管理もしきれないため、借受人が特用林産の桐を耕作したいとのことでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、桐を育てる技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われれます。

年間従事日数は延べ100日で、桐を栽培するには十分な日数と思われれます。

周辺の農地利用や地域計画実現の支障の有無は、桐の成長による日陰になる等の懸念があるため、近隣の田畑に支障がないよう十分注意を払って耕作していただきたいと申し添えてまいりました。

よろしくご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号の番号3の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号、番号4について、担当委員さんからの現地調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。

先ほどと同じで、農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をします。

2月2日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から西方向へ約300か400mくらいのところで、道路の上のところにあります。

借受人の〇〇さんに電話で確認いたしまして、貸付人が相続により取得したんですが、耕作地として維持管理することができないということで、すぐ隣を〇〇さんが作っておりまして、自作地の隣ということで、耕作の効率化と規模拡大を図りたいということで借り受けたいということでした。

農地の効率的利用と所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認できまして、実行は確実と思われれます。

年間従事日数は200日で、野菜等を栽培するには十分な日数と思われれます。

周辺の農地利用には特に支障はございません。

その他に懸案事項はございません。よろしく願いします。

議長

ありがとうございました。

皆様のほうからの、このことにつきましてご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

俺のほうからよろしいでしょうか。

1番、榎渕武重です。

さっき、ちょっと写真に写っていたんですけども、山林化しているところとか、現況。

5番委員 遠くから見たのでよく分からなかったんですけども、現地ちょっと雪があ
って行けなかったので、隣は〇〇さんが実際に畑を作っているということなん
です。

議 長 それと、何か申請事案によると、やっぱりここも桐の植栽というようなこと
が。

5番委員 桐じゃなくて、この方が公務員の方で兼業で何かやっていて、実際に畑もや
っているらしいんです。すぐ隣なので、そこを何か、すぐ隣なので耕作をした
いということ。

議 長 これでしょう、ここ。これ、伐根から何から全部やらなきゃ畑に。

5番委員 そこも、分からないですけども、やるといういこと。

議 長 というか、これ農業公社に何か入れているのか。

事務局 事務局です。

野菜もあるんですけども、やはり桐もあるんです。桐も考えているという
話で、その隣が桐なんです。前に諮ってもらって。

議 長 その後、事務局に聞こうと思っていたんだ。

事務局 自分で木を切ったり伐根することができるので、それを見ながら、できるなら
そっちのほうですけども、駄目なら桐を植えたいという話なので、そこら
辺をちょっと今、両眼で見ているということだと思うんですね。

ちょっと、相当、何というんですか、山林化しているといえは山林化してい
るんですけども、本当に太い木があるわけではないです。

(「太い木はないけれども」の声)

太い木はあるわけではないです。

議 長 農地に復元してくれるのは非常にありがたいことです。

ということで、皆様のほうからございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

すみません。ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事
務局より説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり申請
がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件。
次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局に説明いただきました。
担当委員さんからの調査報告を求めます。お願いいたします。

16番委員 16番、〇〇〇〇〇〇地区担当、田村です。
農地法第4条による申請事案について報告いたします。
2月3日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇の南西方向約100mに位置します。この土地は、現在、牧草畑として耕作されております。所有者が畑の一部に住宅を建築するものです。
転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下り次第着工したいそうです。実行は確実と思われれます。
申請面積については500㎡で、妥当なものと思います。
周辺農地への支障につきましては、近隣に民家が点在しており、営農を行う上で支障はありません。
その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
このことにつきまして、皆様のほうからのご意見ございましたらお願いいたします。
（発言する者なし）
私のほうから事務局にお尋ねいたします。
第1種農地なので、これも多分、農振区域に入っていると思いますが、その辺の経過をちょっと補足説明いただければありがたいです。

事務局 こちらは令和6年9月に除外申請が出ております。令和7年7月に除外を行いました。なので、青地から白地という形になって、今回の転用申請という流れになります。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ということでございます。皆様のほうからのご意見をお願いいたします。
（「なし」の声）
では、お諮りいたします。
議案第8号の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 6ページをお開きください。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、第1種農地なので、これも経過をちょっとお知らせ、補足説明いただければありがたいです。

事務局 こちらは青地ではなく、除外申請もなく、過去から白地ということでありませ

議 長 これは皆さんに、誰か見ていただいているということ。

事務局 今回転用で担当委員さんに見てもらっています。

議 長 そうですか。分かりました。
それでは、事務局より説明いただきました。
担当委員さんからの調査報告をお願いしたいと思います。

11番委員 11番、〇〇〇〇〇担当の村山です。よろしく願いします。
申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇という、上のほうに〇〇があるんですけども、それよりも西方向に200mぐらいのところ

です。
2月1日に現地調査を行い、ちょうどその日に行ったときに申請者のお父さん、〇〇〇さん、ちょうどその人がいたので、立ち会ってもらって確認いたしました。それで、娘さんが休耕中の畑に自宅を建てるということで計画されて

いました。
特に転用目的については、申請書、見積書、設計書、資金が確認できまして、許可が下り次第着工したいということでした。

申請面積の妥当性なんですが、周辺の状況からも適当と思われます。そこは深代さんのお母さんが家庭菜園をやっていたところで、特に問題は無いと思

います。
周辺農地の営農条件の支障の有無ですが、これは特に発生する見込みはありません。それから、同様に、転用することによって生ずる付近の、全部畑等になっていますし、隣の家からも結構離れておりますので、特に影響はないと思

議 長 ありがとうございます。
このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑あったらお願いいたします。
（「ありません」の声）
それでは、お諮りいたします。
議案第9号の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第10号の農用地利用集積等促進計画の要請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。
議案第10号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
今回の議案は、令和8年4月1日に公告されたい農用地利用集積等促進計画となります。
中間管理権が設定される面積は、田。賃貸借の通年、7,275㎡。畑。賃貸借の通年、1万5,646㎡。樹園地。賃貸借の通年、9,559㎡。合計、3万2,480㎡です。設定期間は5年、6年、8年、10年。貸手は9戸、借手は2戸でございます。
次のページに詳細がございますので、ご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題点は見受けられませんでした。
以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。
議案第10号について、このことにつきまして皆様のほうからのご質疑がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
(発言する者なし)
ないようですので、このことにつきましてご承知おきいただきたいということと、中間管理機構にご要請を願うということをご承知おきいただければと思います。
続きまして、議案第11号 みなかみ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局から説明がございます。

事務局

◇(議案第11号資料説明)

議長

今までのご説明の中で、皆さんのほうからご質疑ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

説明の流れなんですけれども、まず、一覧の中の概要を説明させていただいて、1件ずつ地図とか、今回建てる住宅の図面などを説明していきますので、1件終わったら意見をいただくという流れで進めさせていただければと思います。
◇(議案・番号1説明)
以上になります。

議 長 これも担当委員さんのご意見を求めればいいですか。

事務局 あれば。

議 長 担当地区の1番、櫛淵です。
やっぱり、こののところに、一番最初に書いてあったように、何ですか、その際、今回の議案についての現地調査は行いません。資料を事前にご確認いただきということでございましたので、ちょっと安易に考えておりましたが、やっぱりちょっと気になったもので、現地を実は見に行っていました。
ちょっと写真にも載っているんですけども、〇〇〇〇に行くまでの〇〇〇のすぐ、ちょっと雪があって、実は今日の午前中、ちょっと回ってきたんですけども、すぐ〇〇〇に行くそばなので、どこまでが彼の土地なのかよく分からないんですけども、少し耕作もあるようですが、ここで営農しているという感覚は持たないのかなという、周りを見ても、ということだし、彼はかなり、お父さんのほうの〇〇さんはかなりの面積をいろんなところで営農しておられる方ですから、〇〇〇〇のほうに属しているかな。
そんな感じで、かなりの面積を耕作しておられる方で、場合によったら代替地もあるんじゃないかなと、先ほど説明された案件なんかも考えながら見てきたんですが、特段ご意見はない。もしあったら、そっちのほうにという感覚は持っていましたが、ここを申請してきた以上、周りは住宅が囲ってあるし、いいのかなと、致し方ないのかなという考えを持ってまいりました。
以上です。
すみません。進行やったりあれなので、皆さんからもご意見求めます。

事務局 残地、今回分筆される予定なので、残地はご自身で耕作をされるという予定らしいです。

議 長 住宅は3階も4階も建てるんじゃないだろうから、その辺は。
皆さんのほうからいかがでしょうか。
(発言する者なし)
それでは、農業委員会として、この案件について特にご意見はないということを進めていただければと思います。

事務局 続きますして、ナンバー2になります。
◇(議案・番号2説明)
以上になります。

議 長 県との協議の案件は。

事務局 そうですね。こちら、県とも現地確認及びさきの6要件の整備も完了しています。なので、県のほうから除外の見込み及び転用見込みもあるというご判断はいただいております。
以上です。

議 長 1番の櫛淵です。

〇〇担当の櫛渕ですが、この場所も本日、実は見てまいりまして、ご覧のように住宅地で、〇〇のすぐ裏と、それから道路に面しているということで、これも致し方がないかなと、特段のご意見はございません。

このことにつきまして、皆さんのほうからご意見ありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

ということなので、この案件についても進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

事務局 そうしましたら、続いて、番号3になります。

◇(議案・番号3説明)

以上になります。

議長 これにつきまして、地元の委員さんのご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

皆様のほうからご意見ありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

続きまして、番号4に移らせていただきます。お願いいたします。

事務局 番号4になります。

◇(議案・番号4説明)

以上です。

議長 それはもうしょうがないということですね。

続きまして、ナンバー5に移らせていただきます。

事務局 ◇(議案・番号5説明)

以上です。

議長 これにつきまして、地元の委員さんからご意見ありましたらお願いいたします。

10番委員 10番、小室です。

現地へちょっと直接行って見たわけじゃないんですけども、この写真を見る限りは別に問題はないと思われま

議長 よろしいですか。

10番委員 いいです。

議長 皆様のほうからのご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ご意見なしということで、これも進めていただきたいと思いますということでございま

す。

次に、ナンバー6に移ります。

事務局 ◇（議案・番号6説明）

議長 人間のやることだから、そういうこともあるな。

事務局 ちょっと県のほうにも確認を取っていただいて、同意をいただけるかなというふうに思っています。
以上です。

議長 特にこれはもう事前のことだから、あれですけども、始末書とかそういう案件ではないな。

事務局 そうですね。

議長 分かりました。
皆様、ご承知おきいただければと思っております。
全体をとおして、皆様のほうから何かご意見ありましたらお願いいたします。
（「特にありません」の声）
それでは、本案件に対しまして、農業委員会として除外妥当とし、農林課に意見なしの旨伝えさせていただきます。
以上です。

事務局 それで、今後、この後の手続の流れなんですけれども、また県とちょっと最終的な調整が終わって、公告を行って縦覧期間を設けるので、大体ここから除外が完了するかなという見込みで考えております。
除外後に転用申請が上がってくるので、4件、ナンバー4とナンバー6を除いたものが上がってくるので、そのときに担当地区の方は現地調査、いつもの転用申請と内容一緒なんですけれども、現地調査いただいて、この場で報告をいただくという流れになりますので、そのときはご協力いただければなと思います。
議案第11号は以上になります。

議長 それでは、その時点になりましたら、皆様にご協力いただくことをお願いいたします。次に移らせていただきます。
次第の5番、協議事項・報告事項に入ります。
農業経営改善計画の認定について、事務局よりご報告がございます。

事務局 議案書14ページをお開きください。
報告1、農業経営改善計画の認定について。
継続2件、認定日は令和8年1月25日です。詳細につきましては記載のとおりです。
以上、報告を終わります。

議 長 事務局より報告いただきました。
皆様、ご承知おきいただきたいと思います。
続きまして、次第の6、その他に入らせていただきます。
皆様のほうから何かご意見ある場合は、挙手をもってお願いいたします。
(発言する者なし)
皆様のほうからございませんようです。
事務局、何かご用意がありましたらお願いいたします。

事務局 大丈夫です。

議 長 ないようですので、以上で、本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。
ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。
7の閉会を江口職務代理にお願いいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時50分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

5番委員

6番委員